

## 国道17号 災害対策基本法に基づく道路区間指定について

### 【災害対策基本法に基づく道路区間指定について】

緊急車両の通行を確保するため、災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づき下記区間を指定し、通行の支障となる車両等については移動等の作業を行います。

路線名	指定区間(上下)	指定時間
国道17号	新潟県湯沢町神立地先 湯沢I.C入口交差点 ～ 新潟県南魚沼市関地先 塩沢除雪ST	12月17日 11時00分

### 【道路状況】

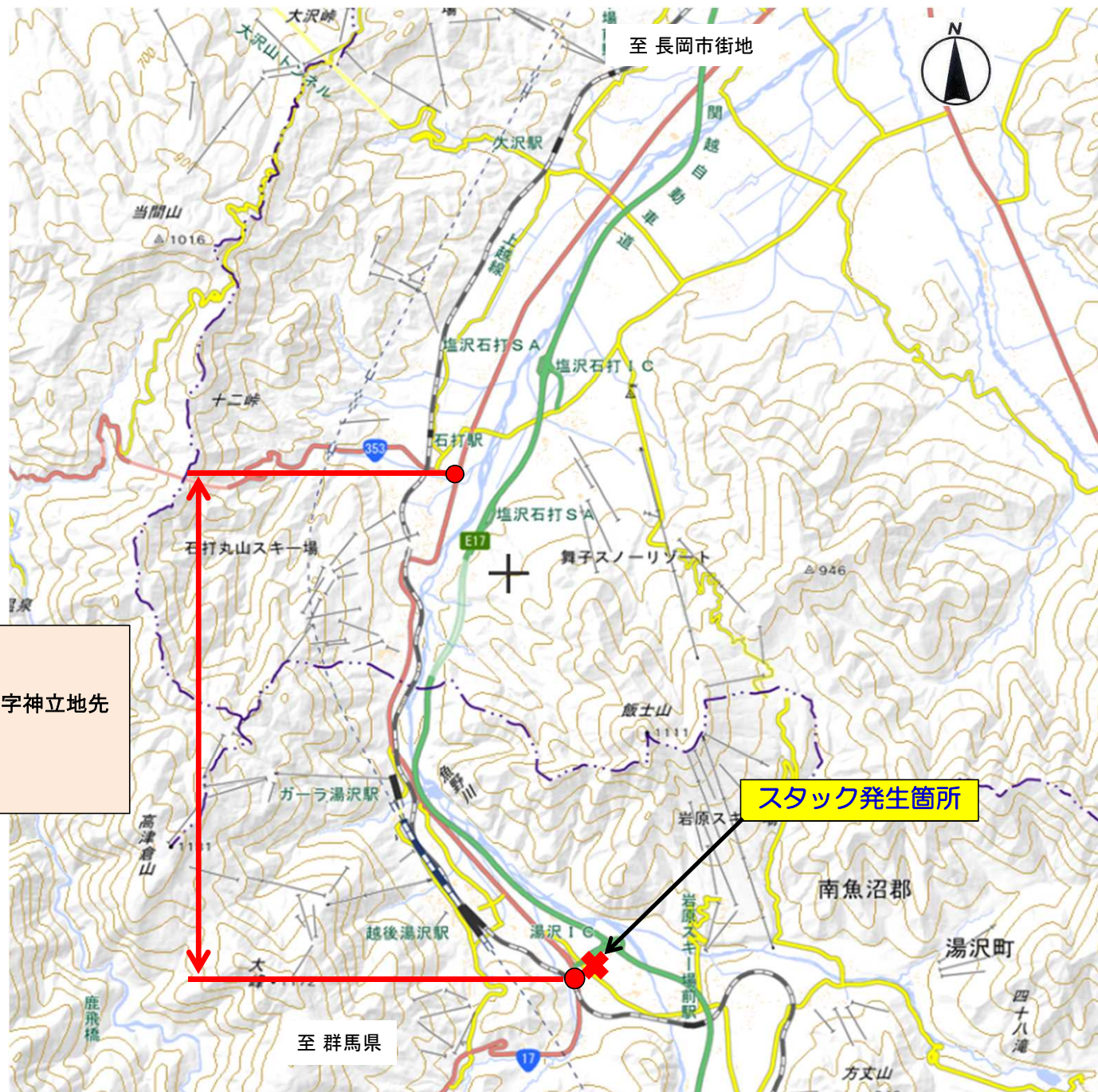
- ・ 関越自動車道 湯沢I.C内のスタック車両等の影響により、国道17号湯沢町神立地先を先頭に交通障害発生中
- ・ 迂回路はなし

○災害対策基本法の一部を改正する法律の公布について(平成26年11月21日)  
[http://www.mlit.go.jp/road/road\\_fr1\\_000071.html](http://www.mlit.go.jp/road/road_fr1_000071.html) (国土交通省HPリンク)

同時発表記者クラブ  
新潟県  
その他・専門紙

お問い合わせ先  
国土交通省 北陸地方整備局 長岡国道事務所  
副所長 木村 一幸  
電話 0258-36-4552  
FAX 0258-36-4467

# 位置図(指定区間)



災対法 区間指定  
国道17号 L=7.4km  
【起点】新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立地先  
207.2kp  
【終点】新潟県南魚沼市関地先  
214.6kp